

2024-7 税務・労務・法務情報

BIR Revenue Memorandum Circular

2024-77 請求書発行について (RR24-07, 11の確認規定)

サービス業に対するVAT計上基準をORからINVOICEに変更する納税簡素化法の関連規則(RR24-07,11)についての確認規定です。Q&A形式のガイドラインとなっていて、請求書の掲載要件等サンプル様式も公表されています。詳細は以下<https://www.bir.gov.ph/index.php/revenue-issuances/revenue-memorandum-circulars/2024-revenue-memorandum-circulars.html> ウェブサイトをご参照下さい。

重要項目についてのみ解説します。

・前文 : 納税簡素化法により物品販売・役務提供の双方にINVOICE発行義務が課された。本規則ではINVOICEサンプル様式も公布する。

・Q&A

1. VAT登録事業者は、取引金額に関わらず全ての取引にINVOICE発行しなければならない。
2. VAT非登録事業者は、P500以上の取引についてNon-VAT Invoiceを発行しなければならない。(取引先の求めがあれば金額に関わらず)
3. 屋号(Business Name)の記載義務はない。但し、記載することも可。
4. Invoiceの区分(Cash Invoice, Charge Invoice, Credit Invoice, Service Invoice, Billing Invoice等)印刷・発行が可能
5. 2024年4月27日以降は、物品・役務販売の全ての事業者はInvoiceを発行しなければならない。
6. 役務提供事業者は、役務提供時にInvoiceを発行し、回収時にはOR又はARを発行しなければならない。
7. Invoiceに代金回収に関する情報記載欄を追加すること可能
8. コンピューター会計の承認を受けている事業者は、2024年12月末日までのシステム変更が求められる。(猶予期間) 猶予期間の延長申請は2024年12月末日までに提出要。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)